

市立ひらかた病院産業廃棄物収集運搬処理業務委託標準仕様書

この業務は、委託場所において発生する廃棄物を適正に処理するものであり、仕様は次のとおりです。

1. 業務名	市立ひらかた病院産業廃棄物収集運搬処理業務委託（令和 7 年度）		
2. 委託場所	市立ひらかた病院 枚方市禁野本町 2 丁目 14 番 1 号		
3. 期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日		
4. 業務内容	(1) （特別管理）産業廃棄物の収集運搬及び処分 本院から排出された「6 産業廃棄物の種類」に示す産業廃棄物を、以下のとおり収集し適切に処理を行う。なお、本業務は、収集・運搬・処分までを履行するものとし、収集・運搬から中間処理（中間処理＝最終処分となる場合も含む）までは受注者が直接履行すること。 (2) 処分に関する報告 マニフェストは廃棄物引渡し時に発注者から受注者に交付する。 受注者は当該廃棄物の処理完了後、10 日以内にマニフェストを発注者に提出すること。		
5. 収集回数・日時	収集する曜日、時間帯については、契約締結後、速やかに監督職員と調整すること。		
6. 産業廃棄物の種類及び排出予定量	① 金属類	年間約 2Kg	月 2 回程度
	② 飲料用缶・ビン・ペットボトル類	年間約 378 m³	月 12 回程度
	③ プラスチック類	年間約 379 m³	月 12 回程度
	④ ガラス類	年間約 10kg	年 2 回程度
	⑤ ①～④の混合物	年間約 134 m³	年 2 回程度
7. 車両通行制限	地下サービスヤード（※車輛高さ 2.9mの制限あり）		
8. 特記事項	(1) 排出量は目安であって、取引を保証するものではない。 (2) 業務上の細部については、双方協議のうえ定めるものとする。 (3) 本業務に係る運搬に使用する車両については、自動車 NOx・PM 法による車種規制適合車等を使用すること。 (4) マニフェスト用紙については受注者で用意すること。 (5) 業務遂行に必要な資機材・書類等は受注者負担とする。		
9. 提出書類	産業廃棄物管理票（マニフェスト）を総務課に提出し、それをもって適正に処理したことを確認する。		
10. 支払方法	月末締めの翌月末払 （各月の件数を集計し、それぞれの単価を乗じた金額を、翌月 10 日までに総務課に請求するものとする。）		
11. 教育訓練	受注者は、業務従事者が当該業務に従事するのに必要な教育・訓練を行い、その資質を評価し業務を遂行する力量を確保した上で、業務に従事させ		

	ること。
12. 法令等の遵守	受注者は、業務の実施にあたり関係する法令を遵守しなければならない。
13. 守秘義務	受注者は、本件業務の履行に関して知り得た事項について、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏らしてはならない。
14. 災害防止	(1) 対象施設の関係者及び利用者並びに対象施設の構造物、備品等に損傷を与えないよう十分注意し、作業員の適切な配置等を行った上で収集を実施すること。 (2) 損傷を与え、又は事故が発生した場合は、直ちに監督職員に報告すること。
15. 協議	作業内容の詳細について、不明な点が生じた場合は、発注者と受注者がその都度、協議するものとする。
16. 環境方針	本市は、地球環境に対処するため、自ら実施する事業や事務活動について環境への影響を把握し、環境の改善と保全に取り組むため、独自の環境マネジメントシステムを運用しています。業務に際しては、別紙「枚方市環境方針」を参考に十分環境に配慮してください。

枚方市環境方針

<基本理念>

枚方市は、淀川とその支流である船橋川、穂谷川、天野川からなる豊富な水の流れや東部地域に広がる里山、身近にふれあえるみどりなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化を大切に継承しながら、住宅都市として発展してきました。

近代の私たちの日常生活や経済活動は、市域の身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きく影響を与えています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和2年2月に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」やSDGs（持続可能な開発目標）のゴール達成を見据え、第3次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

<基本方針>

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大など、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを推進します。
3. 第3次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
4. 「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。
5. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
6. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
7. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
8. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

令和3年4月1日

枚方市長 伏見 隆